

第2号議案

令和2年広島県議会9月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

令和2年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

令和2年9月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案される議案

- (1) 令和2年度教育委員会関係補正予算案…………… P8～16
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案…………… P17～21
- (3) 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案…………… P22～26
- (4) 財産の取得について計2件…………… P27～34

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



令和2年広島県議会9月定例会提案見込事項

1 令和2年度一般会計補正予算

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
使用料及び手数料	4,755,634	△ 200	4,755,434
国庫支出金	31,562,825	871,681	32,434,506
諸収入	809,401	△ 428	808,973

教育委員会計	42,881,190	871,053	43,752,243
--------	------------	---------	------------

(2) 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
教 育 費	教育総務費	4,886,454	1,039,518	5,925,972
	高等学校費	52,808,866	△ 305,088	52,503,778
	特別支援学校費	17,244,842	70,543	17,315,385
	社会教育費	1,356,796	△ 4,537	1,352,259
	保健体育費	411,126	△ 4,454	406,672

教育委員会計	166,719,095	795,982	167,515,077
--------	-------------	---------	-------------

【要求内容】

- 通学対策費 107,392千円
・県立特別支援学校のスクールバスのうち乗車率の高い路線について、運行本数の増便期間延長等を実施
- 「GIGAスクール構想の実現」に向けたICT基盤整備事業 1,069,565千円
・学校でのデジタル技術の活用拡大を見据え、県立学校における通信ネットワーク環境を整備
- 一般運営費(給食) 10,347千円
・授業時数確保のための夏季休業等の短縮に伴い、県立特別支援学校において、学校給食の実施日数を拡大

歳出内訳(今回補正分)

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
(款) 教 育 費				
(項)教育総務費				
2 事 務 局 費	3,121,993	△ 874	3,121,119	1. 企画広報活動費 △ 874
3 教 職 員 人 事 費	52,556	△ 971	51,585	1. 教育職員免許検定費 △ 971
4 教 育 指 導 費	1,304,341	1,049,602	2,353,943	1. 学校教育指導費 △ 17,032 2. 義務教育改革推進事業費 △ 390 3. 教育情報化推進事業費 1,069,565 4. 教育センター費 △ 2,541
6 福 利 厚 生 費	368,782	△ 8,239	360,543	1. 教職員健康管理費 △ 8,239
(項)高等学校費				
1 高 等 学 校 総 務 費	40,208,370	△ 316	40,208,054	1. 高等学校入学者学力検査費 △ 316
2 高 等 学 校 管 理 費	12,600,496	△ 304,772	12,295,724	1. 学校運営費 △ 53,534 2. 専門教育施設等整備費 △ 251,238
(項)特別支援学校費				
1 特 別 支 援 学 校 費	17,244,842	70,543	17,315,385	1. 学校運営費 18,347 2. 通学対策費 107,392 3. 専門教育施設等整備費 △ 55,196
(項)社会教育費				
1 社 会 教 育 総 務 費	822,440	△ 1,788	820,652	1. 生涯学習振興費 △ 342 2. 青少年教育費 △ 309 3. 文化振興費 △ 1,137
3 文 化 施 設 費	360,231	△ 79	360,152	1. 歴史博物館費 △ 79
4 人 権 教 育 推 進 費	3,406	△ 2,670	736	1. 人権教育推進費 △ 2,670
(項)保健体育費				
1 保 健 体 育 総 務 費	394,678	△ 4,397	390,281	1. 学校保健体育費 △ 923 2. 学校給食振興費 △ 3,474
2 体 育 振 興 費	16,448	△ 57	16,391	1. 学校体育推進事業費 △ 57
教育委員会 計	166,719,095	795,982	167,515,077	

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業見直し（フォローアップ）について

令和2年9月11日
教育委員会

1 概要

今後の更なる新型コロナウイルス感染症対策や経済の低迷などによる税収減への備えなど、様々な課題に時機を逃さず、迅速かつ適切に対応するため、全庁において令和2年5月に実施した事業見直しに係るフォローアップを実施した。

2 見直し結果（一般会計分）

事業見直し後に計上した新型コロナウイルス感染症緊急対応等の補正予算を含む全事業を対象とし、その後の社会経済情勢の変化や事業の進捗状況などを踏まえて、幅広く見直しを行った。

（単位：千円）

区 分	6月補正後予算額	【事業見直し分】 9月補正要求額
一 般 事 業	163,099,475 (123,807,407)	▲ 84,568 (▲ 75,071)
新型コロナウイルス感染症緊急対応	3,619,620 (30,498) 〔2,991,696〕	▲ 306,754 〔▲ 280,245〕
一 般 会 計 計	166,719,095 (123,837,905) 〔2,991,696〕	▲ 391,322 (▲ 75,071) 〔▲ 280,245〕

※ 表中のカッコ書きは、（ ）は一般財源，〔 〕は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額

《 参考：事業見直し累計額 》

（単位：千円）

区 分	5月補正（追加分） 予算額	9月補正 要求額	累計額
一 般 事 業	▲ 1,233,837 (▲ 186,334)	▲ 84,568 (▲ 75,071)	▲ 1,318,405 (▲ 261,405)
新型コロナウイルス感染症緊急対応	—	▲ 306,754 〔▲ 280,245〕	▲ 306,754 〔▲ 280,245〕
一 般 会 計 計	▲ 1,233,837 (▲ 186,334)	▲ 391,322 (▲ 75,071) 〔▲ 280,245〕	▲ 1,625,159 (▲ 261,405) 〔▲ 280,245〕

3 見直しの内容

(1) 主な事業・業務

ア 一般事業分

(単位：千円)

事業・業務名	内 容	【事業見直し分】 9月補正要求額
「学びの変革」推進事業	学校でのICT活用に係る支援について訪問を主とした対応から電話対応による支援に見直し	▲ 48,290 (▲ 48,290)
「学びの変革」牽引プロジェクト	外部アドバイザーの招集及び海外研修等の中止	▲ 7,505 (▲ 7,505)

※ 表中のカッコ () 書きは、一般財源の額。

イ 新型コロナウイルス感染症緊急対応分

(単位：千円)

事業・業務名	内 容	【事業見直し分】 9月補正要求額
県立学校ICT環境整備事業	機器の貸与希望台数の減少に伴う事業費の減	▲ 258,144 [▲ 258,144]
学校給食管理指導費	業者からの請求金額確定による事業費の減	▲ 3,474 (392)

※ 表中のカッコ [] 書きは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額。

(2) その他全般的な見直し内容

ア 一般事業分

(単位：千円)

内 容	【事業見直し分】 9月補正要求額
各種事業・業務における会議や研修会等の休止や実施方法の見直しなどに伴う事務費の縮減 など	▲ 28,773 (▲ 19,276)

※ 表中のカッコ () 書きは、一般財源の額。

イ 新型コロナウイルス感染症緊急対応分

(単位：千円)

内 容	【事業見直し分】 9月補正要求額
施設設備における執行額確定による事業費の減 など	▲ 45,136 [▲ 22,493]

※ 表中のカッコ [] 書きは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額。

4 今後の対応

継続する事業・業務についても、新型コロナウイルス感染による影響や社会経済情勢を踏まえつつ、引き続き、必要な見直し等を図っていく。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

業務プロセス改革課

1 要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づき条例で定める事務について、住民の利便性向上を図るため、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)に関する事務等を追加することとし、必要な改正を行う。

2 改正内容

県独自の事務として次の事務を追加する。

執行機関	事務
知事	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 58 条第 1 項に規定する高等学校の専攻科及び同法第 70 条第 1 項の規定により準用する同法第 58 条第 1 項の規定による中等教育学校の後期課程の専攻科(以下「専攻科」という。)のうち私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
知事	専攻科のうち私立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち公立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 改正理由

個人番号(マイナンバー)については、法第 9 条第 1 項に定める事務(以下「法定事務」という。)のほか、社会保障、地方税又は防災その他これらに類する事務であって、各地方公共団体が独自に法第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)における利用も認められている。

令和 2 年 4 月 1 日元文科初第 1861 号において、専攻科の生徒に対する修学支援に係る補助金の取扱いが示され、その中で令和 3 年度 7 月からは基本的には個人番号により情報照会を行う必要があるため、各都道府県においては、独自利用事務に位置付ける等の準備を進めることとされている。また、専攻科の生徒に対する奨学給付金についても、同様に個人番号を利用することが可能となっている。

これらの事務において個人番号を利用するため、独自利用事務に係る条例を改正する。

4 施行期日

公布の日

5 今後のスケジュール

令和2年9月 9月定例会へ一部改正条例案の提案
令和2年10月以降 一部改正条例案に応じて、条例施行規則の改正
個人情報保護委員会への届出⇒公表
令和3年7月（予定） 情報連携開始※

※情報連携開始時期は、個人情報保護委員会が示すスケジュールによる。

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例等 の一部改正について

令和2年7月財政課

1 趣 旨

地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例に係る規定が整理されたことに伴い、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金等の割合の特例に係る規定を整理する。

2 改正内容

地方税法において、「特例基準割合」という文言が「延滞金特例基準割合※」に改められたことに伴い、下記条例の関係部分を改正する。

※「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に1%を加算した割合

○広島県分担金等に関する延滞金徴収条例【財政課】

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1—4 (略)</p> <p>5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1—4 (略)</p> <p>5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。</p>

○広島県高等学校等奨学金貸付条例【教育委員会】

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例に準拠して延滞利息の割合を定めている広島県高等学校等奨学金貸付条例についても、同様に改正する。

3 施行時期

令和3年1月1日

改正後のそれぞれの規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

令和2年9月2日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)



議案に対する意見聴取について (依頼)

令和2年9月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○ 令和2年度教育委員会関係補正予算

令和2年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括 (歳入)	款	補正前の額	補正額	正額	計
8 使用料及び手数料		4,755,634	△ 200		4,755,434
9 国庫支出金		31,562,825		871,681	32,434,506
14 諸収入		809,401	△ 428		808,973
歳入合計		42,881,190		871,053	43,752,243

総括

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	県債	その他	
10 教育費	166,627,998	795,982	167,423,980	871,681	0	628	75,071
歳出合計	166,719,095	795,982	167,515,077	871,681	0	628	75,071

第 8 款 使用料及び手数料
第 2 項 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	金額	
9 教育手数料	78,421△	200	78,221	教育総務手数料	△ 200	
計	78,421△	200	78,221			

第 9 款 国庫支出金
第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	金額	
9 教育費国庫補助金	8,937,403	880,122	9,817,525	教育指導費補助金	1,069,233	
				高等学校補助金	△ 259,515	
				特別支援学校費補助金	74,110	
				社会教育総務費補助金	△ 96	
				文化施設費補助金	△ 79	
				保健体育総務費補助金	△ 3,474	
				体育振興費補助金	△ 57	
計	8,937,403	880,122	9,817,525			

第 3 項 委託金

8 教育費委託金	35,726 △	8,441	27,285	教育指導費委託金	△ 5,771	
				人権教育推進費委託金	△ 2,670	
計	35,726 △	8,441	27,285			

第14款 諸収入
第7項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	金額	
5 雑入	742,304△	428	741,876	雑収	△ 428	
計	742,304△	428	741,876			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明	
				国支出金	特定財源		一般財源	区分		金額
					県債	その他				
2 事務局費	3,121,993	△ 874	3,121,119	0	0	△ 874	13 委託料	△ 874	1. 企画広報活動費 △ 874	
3 教職員人事費	52,556	△ 971	51,585	0	0	△ 618	8 報償費 9 旅費 14 使用料及び賃借料	△ 792 △ 10 △ 169	1. 教育職員免許検定費 △ 971	
4 教育指導費	1,304,341	1,049,602	2,353,943	1,063,462	0	△ 13,585	1 報酬 8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 18 備品購入費 19 負担金、補助及び交付金	△ 336 △ 4,050 △ 6,421 △ 997 △ 4 1,063,016 △ 797 △ 400 △ 409	1. 学校教育指導費 △ 17,032 2. 義務教育改革推進事業費 △ 390 3. 教育情報化推進事業費 1,069,565 4. 教育センター費 △ 2,541	
6 福利厚生費	368,782	△ 8,239	360,543	0	0	△ 8,239	19 負担金、補助及び交付金	△ 8,239	1. 教職員健康管理費 △ 8,239	
計	4,886,454	1,039,518	5,925,972	1,063,462	0	△ 628,316				

第10款 教育費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特定財源		一般財源				
				国 支 出 金	県 債	其 他				
第 4 項 高等学校費										
1 高等学校総務費	40,208,370	△ 316	40,208,054	0	0	0	△ 316	9 旅費	△ 316	1. 高等学校入学者学力検査費 △316
2 高等学校管理費	12,600,496	△ 304,772	12,295,724	259,515	0	0	△45,257	9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 22 補償、補填及び賠償金	△ 534 △ 215,169 △44,346 △44,964 241	1. 学校運営費 △53,534 2. 専門教育施設等整備費 △251,238
計	52,808,866	△ 305,088	52,503,778	259,515	0	0	△45,573			
第 5 項 特別支援学校費										
1 特別支援学校費	17,244,842	70,543	17,315,385	74,110	0	0	△ 3,567	11 需用費 12 役務費 13 委託料	△32,542 △11,087 114,172	1. 学校運営費 18,347 2. 通学対策費 107,392 3. 専門教育施設等整備費 △55,196
計	17,244,842	70,543	17,315,385	74,110	0	0	△ 3,567			
第 7 項 社会教育費										
1 社会教育総務費	822,440	△ 1,788	820,652	96	0	0	△ 1,692	8 報償費 9 旅費 11 需用費	△ 265 △ 1,446 △ 12	1. 生涯学習振興費 △342 2. 青少年教育費 △309 3. 文化振興費 △1,137
第 10 款 教育費										

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	県債				
3 文化施設費	360,231△	79	360,152△	79	0	0	12 役務費 14 使用料及び賃借料	△ 1 △ 64	
4 人権教育推 進費	3,406△	2,670	736△	2,670	0	0	11 需用費 8 報償費 9 旅費 11 需用費 13 委託料	△ 79 △ 138 △ 544 △ 38 △ 1,950	1. 歴史博物館費 △79 1. 人権教育推進費 △2,670
計	1,356,796	△ 4,537	1,352,259	△ 2,845	0	0			
第 8 項 保健体育費									
1 保健体育総 務費	394,678△	4,397	390,281	△ 3,474	0	0	9 旅費 19 負担金、補助及び 交付金 22 補償、補填及び賠 償金	△ 709 △ 214 △ 3,474	1. 学校保健体育費 △923 2. 学校給食振興費 △3,474
2 体育振興費	16,448△	57	16,391△	57	0	0	19 負担金、補助及び 交付金	△ 57	1. 学校体育推進事業費 △57
計	411,126	△ 4,454	406,672	△ 3,531	0	0			

令和2年8月14日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(業務プロセス改革課)



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について (照会)

令和2年9月定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(原案 号議案)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(業務プロセス改革課)

一 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の向上に資する事務を追加するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

県独自の事務として、次の表の上欄に掲げる執行機関が行う同表下欄に掲げる事務を追加する。

執行機関	事 務
知 事	高等学校の専攻科及び中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「専攻科」という。）のうち私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知 事	専攻科のうち私立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち公立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

三 施行期日

公布の日

四 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第九条

- ② 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

県第〇号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和〇年〇月〇日

広島県知事 湯 崎 英 彦

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
執行機関 (略)	事務 (略)	執行機関 (略)	事務 (略)
知事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの。
知事	学校教育法（昭和十二年法律第二十六号）第五十八条第一項に規定する高等学校の専攻科及び同法第七十条第一項の規定により準用する同法第五十八条第一項の規定による中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「専攻科」という。）のうち私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
知事	専攻科のうち私立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		
知事	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する、広島県内の学校教育法第一条に規定する小学校、中学校	知事	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する、広島県内の学校教育法（昭和十二年法律第二十六号）

(略)	義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち公立のものにおける奨学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
(略)	(略)

(略)	第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在学している児童生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の向上に資する事務を追加するため、この条例案を提出する。

令和2年9月3日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(財政課)



広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 貴委員会の意見を求める内容

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

2 議会への提出

令和2年広島県議会9月定例会

県第 号議案

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島
県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条
例案

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島
県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条
例

(広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部改正)

第一条 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例(昭和二十六年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>5 当分の間、第二条第三項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>5 当分の間、第二条第三項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。</p> <p>6 (略)</p>

(広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)

第二条 広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三條第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三條第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の広島県分担金等に関する延滞金徴収条例附則第五項及び第二条の規定による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例附則第二項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例に係る規定が整理されたことを踏まえ、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金の割合の特例に係る規定を整理するなどのため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島
県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条
例

財 政 課
教 育 委 員 会

一 改正の要旨

1. 地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例に係る規定が整理されたことを踏まえ、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金の割合の特例に係る規定を整理するため、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例について必要な改正を行う。
2. 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例に準拠して延滞利息の割合を定めている広島県高等学校等奨学金貸付条例についても、同様に延滞利息の割合の特例に係る規定を整理する。

二 施行期日

令和三年一月一日

三 根拠法令

地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

第二百三十一条の三

- ② 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

令和2年9月4日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について

別紙のとおり、財産を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品 名	数 量
i P a d	一、五〇〇台
M e r a k i	一、五〇〇個
ARROWS Tab Q5010/DEG	五〇〇台

二 取得価格 九三、六六五、〇〇〇円

三 相手方 広島市南区宇品海岸三丁目八番六〇号
株式会社 新星工業社

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況下において、児童及び生徒の学習機会を確保するため、当該物品を買い入れるものであるが、当該物品の予定価格が七千万円以上であることから、事後的に県議会の議決を求める。

(原第 号議案)

財産の取得について

(教育委員会)

一 提案の要旨

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況下において、児童及び生徒の学習機会を確保するため、当該物品を買い入れる。

二 取得する財産

品 名	数 量
i P a d	一、五〇〇台
M e r a k i	一、五〇〇個
A R R O W S T a b Q 5 0 1 0 / D E G	五〇〇台

三 取得価格 九三、六六五、〇〇〇円

四 相手方 広島市南区宇品海岸三丁目八番六〇号

株式会社 新星工業社

五 根拠法令

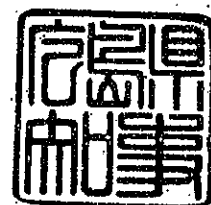
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第三条 地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和2年9月9日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について

別紙のとおり、財産を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和二年九月 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品 名 エコキュートユニット

数 量 二台

二 取得価格 七八、五九二、六〇〇円

三 相手方 広島市中区小網町六番二二号

株式会社 中電工

(提案理由)

広島県立広島観智学園中学校・高等学校において、給湯設備を整備するため、当該備品を買い入れるものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であることから、事後的に県議会の議決を求める。

(原第 号議案)

財産の取得について

(教育委員会)

一 提案の要旨

広島県立広島敏智学園中学校・高等学校において、給湯設備を整備するため、当該備品を買い入れる。

二 取得する財産

品 名 エコキュートユニット

数 量 二台

三 取得価格 七八、五九一、六〇〇円

四 相手方 広島市中区小網町六番二二号

株式会社 中電工

五 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第三条 地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。